富田林市都市計画マスタープラン 改定方針

1 富田林市都市計画マスタープランについて

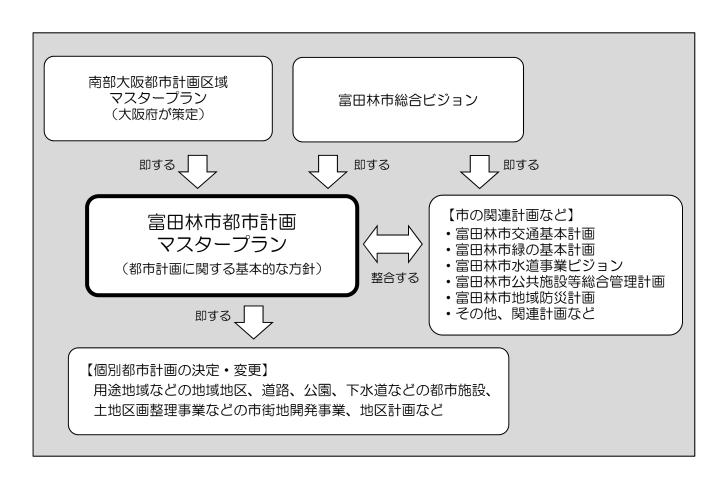
(1)都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、平成4年の都市計画法改正時に創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(法第18条の2に規定)であり、次のような役割があります。

- ①まちづくりの具体的な指針となるものです。
- ②個別都市計画の決定・変更の指針となるものです。
- ③都市整備に関わる施策の体系的な指針となるものです。
- ④個別都市計画に関し、市民の理解や協働のまちづくりを促進するものです。

(2) 富田林市都市計画マスタープランの位置づけ

「富田林市都市計画マスタープラン」は、上位計画である富田林市総合ビジョン(平成29年3月策定)や南部大阪都市計画区域マスタープラン(平成28年3月一部改定) に即するとともに、関連計画における事業・施策などとの整合を図るものです。



2 改定の背景

本市では、平成10年3月に「都市計画マスタープラン」を策定し、平成19年3月に「第4次富田林市総合計画」の策定とあわせて、改定を行いました。その後、平成26年3月には、目標年次の中間時期を迎えたこと、また上位計画である「南部大阪都市計画区域マスタープラン」が改定されたことを受け、時点修正を行ったところです。

平成 27 年国勢調査においては、調査開始以後、初めて国の総人口が減少するなど、少子高齢化が本格化しています。このため、国においては、地方の人口減少や経済停滞の克服に向けて、平成 26 年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、更に、住宅及び医療・福祉・商業などの施設誘導と、それと連携した公共交通に関する施策によるコンパクトなまちづくりを支援するため、平成 27 年に「都市再生特別措置法」を一部改正しました。

また、本市においては、「まち・ひと・しごと創生法」の制定を受け、平成 28 年 3 月に「富田林市人口ビジョン」「富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しております。

今回は、平成 29 年に現行の「都市計画マスタープラン」が計画期間の満了を迎えたことから、こうした国の取り組みや社会情勢の変化などを踏まえ、平成 29 年 3 月に策定した「富田林市総合ビジョン」と、平成 28 年 3 月に一部改定された「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に即しつつ、都市活力の増進、市民生活における利便性の維持・向上、安全・安心なまちづくりなどを計画的に進めていくため、「都市計画マスタープラン」の改定を行うものです。

3 計画期間及び計画対象区域

計画期間はおおむね20年後を展望しつつ、平成31年(2019年)4月から平成40年(2028年)3月までの10年間とします。また、計画対象区域は、本市全域とします。

4 計画の構成

富田林市都市計画マスタープランは、「現状と課題」「基本理念」「全体構想」「地域別構想」 などで構成されます。

現状と課題

上位・関連計画、都市の概況及び市民意向などを整理 し、今後のまちづくりの課題を示します。

基本理念

富田林市総合ビジョン、南部大阪都市計画区域マスタープランなどに即するとともに、現状と課題を踏まえ、まちづくりの基本理念を示します。

全体構想

めざすべき都市像、人口推計、都市 構造などの将来像を示すとともに、 土地利用、交通、下水道などの都市 施設、市街地整備など、市全体に関 する分野別のまちづくり方針を示し ます。



地域別構想

社会的・地理的特性などを踏まえながら、市域をいくつかの地域に区分し、各地域の実情に応じた将来像やまちづくり方針を示します。

5 改定にあたっての基本的な考え方

富田林市都市計画マスタープランの改定にあたっては、改定の趣旨を踏まえながら、次の3つの基本的な考え方に基づいて検討を進めます。

① 持続可能なまちづくりへの対応

人口減少や少子高齢化の急速な進行などに対応し、市民生活における利便性の維持・向上をはじめ、安全・安心な暮らしの確保、健全な都市経営など、持続可能なまちづくりの実現をめざします。

② 全世代に渡る住民意向を参考としたまちづくり

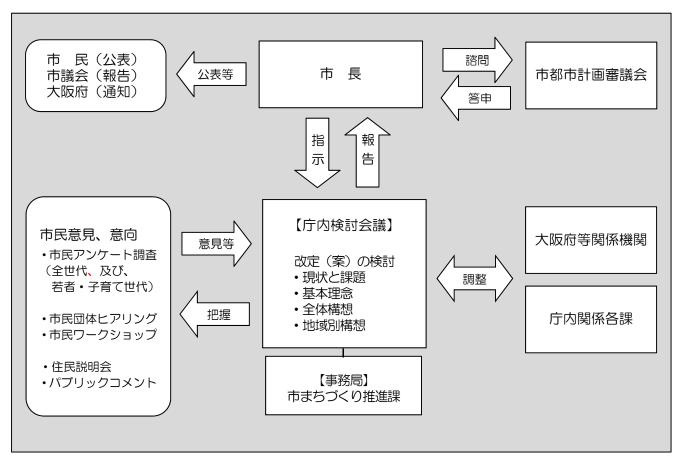
20年後を見据えた計画作りに取り組むため、全世代の意向に加え、将来を担う若者・子育 て世代の意向を重点的に把握し、あらゆる世代が魅力と愛着を感じるまちづくりの実現をめざ します。

③ 多様な主体による連携・協働のまちづくり

市民団体ヒアリングや市民ワークショップを開催するなどし、多様な主体による連携と協働のまちづくりの実現をめざします。

6 改定の体制

富田林市都市計画マスタープランの改定は、市民アンケート調査(全世代、若者・子育て世代)、市民団体ヒアリング、市民ワークショップなどにより、市民の意見・意向を参考としつつ、「都市計画マスタープラン等検討会議(庁内検討会議)」を、改定(案)を取りまとめる組織として、次のような体制で進めていきます。



7 改定スケジュール概要(予定)

富田林市都市計画マスタープランは、おおむね次のようなスケジュールでの改定作業を予 定しています。

	平成 29 年度			平成30年度			
	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
現状と課題							
の整理							
現状把握							
市民							
アンケート							
市民団体							
ヒアリング							
市民ワーク							
ショップ							
基本理念							
の検討							
全体構想							
の検討							
地域別構想							
の検討							
住民説明会							
パブリック							
コメント							
庁内検討会議		•	•		•	•	•
市都市計画							
審議会							